

## 仁藤すぐる議員に対する文書による警告

仁藤議員の社会保険加入に関する行為及び一連の報道内容について、太田市議会政治倫理条例第3条第2号に抵触する疑いがあるとして、太田市議会議員政治倫理審査会において審査が行われた。その結果、本人からの説明及び関係資料を総合的に審査し、社会保険に加入した事実と、これにより国民健康保険及び国民年金に加入していた場合と比較して保険料等の負担が軽減されたことが確認された。

審査の中では、社会保険加入に至る経緯や理由、保険料等の負担額について質疑が行われ、本人は、社会保険に加入した事実を認めるとともに、加入に至った経緯等について説明し、一連の行為について謝罪及び反省の意を示した。

しかし、本件については、実際の業務への従事が限定的である中で一般社団法人の役員に就任し社会保険に加入したことに加え、その加入により保険料等の負担が軽減されることを認識していたことから、議員は市民全体の代表者として、法令を遵守することはもとより、高い倫理観と強い責任感を持って行動すべき立場にありながら、その立場に求められる自覚及び慎重さを著しく欠いた行為であるとして、審査においては、辞職勧告を求める厳しい意見も示された。

審査を重ねた結果、本件は、全国的にも地方議員の政治倫理が厳しく問われる中で発生した事案であり、市民の代表である議員としての名誉及び品位を著しく損なうとともに、市民に極めて強い疑念及び不信感を抱かせ、議会の名誉及び品位並びに市民の信頼を著しく失墜させたものであり、その責任は極めて重大であると判断された。一方で、本人が事実を認め、説明及び謝罪を行い、反省の意を示していることなど、一切の事情を総合的に勘案し、太田市議会議員政治倫理条例に基づく措置として、文書による警告が相当であると判断された。

よって、仁藤議員に対し、本件の重大性及び失われた市民の信頼を深く自覚するとともに、今後は議員としての高い倫理観と責任を持って行動し、自らを厳しく律し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう強く求める。

なお、今後の言動及び議員活動については、市民及び議会から極めて厳しい目が向けられていることを深く認識し、その行動をもって失われた信頼の回復に努めるとともに、二度と市民の信頼を損なうことのないよう、ここに文書をもって厳重に警告する。

令和8年8月31日

太田市議会議長

渡 辺 謙 一 郎

太田市議会議員 仁藤 すぐる 殿